

ロシアの新しい移民政策と外国人問題

溝口 修平

【目次】

はじめに

I 在外同胞受入れ国家プログラム

1 大統領令

2 国家プログラム

II 国内の法整備

1 外国人の法的地位法改正法

2 移民登録法

III その他の取組み

おわりに

はじめに

ソ連邦崩壊後、ロシアは深刻な人口問題に直面している。1995年に約1億4850万人であったロシアの人口は、2005年までに約500万人も減少し、近年では、そのペースも毎年約70万人と加速している^(注1)。プーチン大統領は、2006年5月の年次教書演説で、この問題がロシアにおいて「最も切実な問題」であると述べ、今後の発展のためにもその解決が急務であるという見解を示した。同演説では、保健部門の質の向上や違法なアルコールの取締りによる死亡率の低下、若い家族や母親に対する支援の強化による出生率の向上と共に、効果的な移民受入れが人口減少問題解決の鍵であるとされた^(注2)。

これまで、ロシアでは人口問題解消を目的とした移民受入れを行ってきたが、外国人をいかに管理するかという点に重点がおかれてきたため、外国人の入国・滞在には複雑な行政手続きが必要とされてきた。そのため、年々合法的な移民は減少した。他方で、国籍取得条件の厳

格化により、旧ソ連邦国民の多くが不法移民となり、その数が数百万から一千万人に上るといふ事態が発生した。こうした状況は、治安の問題だけでなく、多額の税収減をも生んでおり、早急な対策が必要であると考えられている^(注3)。

しかし、2006年になって進展した新しい移民政策は、「移民の自由化」とも呼ばれ、合法的な移民の増大が期待されている。ロシアの移民政策は転機を迎えていると、メディアでも大きく取り上げられている。

本稿では、このように新たな展開を見せているロシアの移民政策の動向を紹介する。Iでは、2006年6月に発表された「在外同胞受入れ国家プログラム」について述べる。これは、国外在住の「同胞」（後述）のロシアへの移住促進を目的としたものであり、国内に生じている地域間の経済格差是正などを考慮している点に特徴がある。IIでは、これまで不法移民の増大の原因となってきた煩雑な行政手続きを改めるために制定された2つの法律を概観する。さらにIIIでは、近年ロシアで生じている外国人をめぐる諸問題について触れる。

I 在外同胞受入れ国家プログラム

プーチン大統領の教書演説から1か月余り経った2006年6月22日、「在外同胞のロシア連邦への自発的移住に対する支援供与に関する大統領令」（以下「大統領令」とする。）と「在外同胞のロシア連邦への自発的移住に対する支援供与に関する国家プログラム」（以下「国家プログラム」とする。）が公布された^(注4)。

1999年に施行された「在外同胞に対するロシ

ア連邦の国家政策に関する連邦法」(以下「同胞法」という。^(注5))によると、「同胞」とは、旧ソ連邦国民及びその子孫のうち、「外国の名称民族の子孫」(ウクライナ人、グルジア人など)を除いたものを指す用語である。「ロシア人」という用語ではなく、「同胞」という用語を用いるのは、旧ソ連邦諸国に約2000万人いると言われる「同胞」が、民族的なロシア人だけでなく、ロシア語を母語とする非ロシア民族なども含むためである。また、国内に多様な非ロシア民族を抱えており、「ロシア人」だけを優遇すると国内で反発が予想されるという複雑な事情も影響しているものと考えられる。いずれにせよ、同胞法では、同胞政策はロシアの内外政策の一部であり、ロシアは、在外同胞の様々な権利が保障されるように、国家的支援を行うと定められている。^(注6)

大統領令と国家プログラムの内容は、以下のようなものである。

1 大統領令

大統領令では、国家プログラムを実施するために、連邦移民局(FMS)を各機関の調整担当機関とすること、各連邦構成主体の首長は2007年1月1日までに、それぞれの地方における在外同胞の自発的移住に対する支援供与プログラム(以下「地方プログラム」とする。)を策定することなどが定められている。^(注7)

2 国家プログラム

(1) 目的

国家プログラムの目的は、地方の魅力を増大し、ロシア全土及び特定地域の人口減少を食い止めるために、ロシア連邦への自発的移住プロセスを刺激し、組織することである。人口減少と共に、経済の地域間格差もロシアにおける大きな問題であり、その是正も目的とされている。これに関連して、国家プログラムの導入部分で

は、「既に移民の流入は自然な流れとなっているが、これまでインフラ整備、地域間格差、社会的緊張などの要素が考慮されてこなかったため、ロシア国民の中に不寛容や排外主義が広がる条件が生まれている。各地方の社会経済状況を考慮し、自分に適した居住・労働場所を同胞が選択できるようにすることが必要である」と述べられている。

(2) 実施時期と内容

国家プログラムは、2006年から2012年にかけて実施され、以下の3つの時期に区分される。各時期に行われる内容は以下のとおりである。

- ・ 第1期(2006年)：自発的移住の組織化に必要な法令の採択、国家プログラム運営システムの創設、連邦構成主体による労働需要の評価、社会サービスや住宅等のインフラの整備、地方プログラムの策定、潜在的移民のモニタリング、国家プログラム参加者(以下「参加者」とする。)の構成や参加動機等の分析。
- ・ 第2期(2007年-2008年)：地方プログラムに基づく参加者及びその家族の移住、地方プログラムの結果分析、国家プログラムのさらなる実現のための地方プログラム計画の策定。
- ・ 第3期(2009年-2012年)：地方プログラムの実施とその結果の評価、必要に応じた追加措置の実施、国家プログラムのさらなる実現のための地方プログラム計画の策定、国家プログラム実施過程で得られた結果の分析。

(3) 参加者への支援

国家プログラムへの参加者及びその家族は、①移住費用の補填、②移民の法的地位を定めた文書作成の手数料の補填、③赴任一時手当、④市民権取得までの期間(最大6か月)において、

労働・経営その他の活動が十分にできないことからくる収入不足に対する毎月の手当、⑤幼児教育、一般・専門教育、社会サービス、保健などについての補償パッケージという5種類の国家保障・社会支援を受ける権利を持つ。

入居地域には、3つのカテゴリーが設けられ、それに応じて参加者に提供される保障の内容が異なる。

- ・ カテゴリー A：ロシアにとって戦略的に重要であるが、人口が減少している地域。この地域への移民は、上記①-⑤を全て受けることができる。
- ・ カテゴリー B：大きな投資計画が実施される予定で、それに伴い生じる労働力不足解消のために、移民の大規模な受け入れが必要となる地域。この地域への移民は、上記④以外の保障・支援策を受けることができる。
- ・ カテゴリー C：安定した社会経済発展はあるが、今後人口の減少が予想される地域。この地域への移民は、上記③、④以外の保障・支援策を受けることができる。

各連邦構成主体は、これとは別に、独自の移民支援措置を設けることができる。国家プログラムへの参加によって、外国籍又は無国籍の同胞は、ロシアへの一時的滞在許可証や居住証明書の入手、ロシアの市民権の取得を優先的に受ける権利を得る。

(4) ロシア国外での情報提供

同胞の自発的移住に適した条件を整えるために、十分な情報提供が行われなければならない。具体的には、①国家プログラムの内容、移住の条件、必要な行政手続き、参加により生じる権利義務について、②上記社会支援措置の金額について、③国家プログラムに参加する可能性のある者の専門性・資格に応じた居住及び労働に最適な入居地域について、④資格の取得・昇進の可能性及び住居の手配についての情報提供が

求められる。

そのために、国外のFMS代表部やロシア海外センター^(注8)は、国家プログラムに関する情報冊子を作成し、これを頒布する。

(5) 地方プログラムの策定

各連邦構成主体は、当該連邦構成主体で実施される社会経済、行政その他の措置を記した地方プログラムを策定する。移民に対する需要は、当該連邦構成主体やその隣接地域からでは満たすことのできない労働需要として算定される。

地方プログラムは、連邦政府の承認を必要とする。連邦政府は、プログラムの実現可能性、市民の権利保護という観点から、承認の是非を検討する。承認と同時に、その入居地域のカテゴリーも決定される。

(6) 国家プログラムの運営

国家プログラムの運営とその実施管理は、省庁間委員会^(注9)が行う。省庁間委員会の決定は、全ての国家プログラム履行者を拘束する。

FMSは、国家プログラムの調整者として、ロシア連邦の義務履行に関する責任を負い、連邦予算からの全支出を管理し、社会経済状況やプログラムの実施経過を加味して、国家プログラムの指標の修正などを提案する。

国家プログラムの情報分析のために、統一データベースが作成される。そこには、参加者及びその家族に関する情報、彼らに提供された国家保障・社会支援に関する情報が掲載される。

FMSは、他の関係機関と共に、毎年国家プログラム実施経過に関する報告書を準備する。連邦構成主体の首長は、年に1回以上地方プログラムの実施経過について、省庁間委員会会議において報告する。当該委員会による勧告がある場合には、連邦政府の閣議でも報告する。

II 国内の法整備

国家プログラムでは、2006年に「必要な法令の採択」をすると記されているが、2006年7月18日に「ロシア連邦における外国人及び無国籍者の移民登録に関する連邦法」（以下「移民登録法」という。）と「『ロシア連邦における外国人の法的地位に関する連邦法』の改正及び『ロシア連邦のいくつかの法令の改正・増補に関する連邦法』のいくつかの条項の失効に関する連邦法」（以下「外国人の法的地位法改正法」という。）という2つの法律が成立した。これらは、外国人・無国籍者がロシアに滞在・居住する場合の法的地位や権利・義務を新たに規定したものである。この2つの法律は、2007年1月15日に施行された。^(注10)

1 外国人の法的地位法改正法

外国人の法的地位法は、2002年7月に制定された法律で、ロシアにおける外国人の入国、居住、労働などに関して生ずる事柄を規定したものである。ロシア国内にいる外国人は、一時的に滞在する外国人、一時的に居住する外国人、長期に居住する外国人に3分類され、外国人を雇用する場合には、雇用者は外国人雇用許可を得なければならないとされている。^(注11)

今回の法改正では、「ビザ取得不要の手続きでロシアに到着した外国人」について、その一時的居住許可証の交付や労働条件に関する規定が新たに加わった。

まず、「第6.1条 ビザ取得不要の手続きでロシアに到着した外国人の一時的居住」という条項が加えられた。外国人の法的地位法によれば、一時的居住許可証は毎年連邦政府の定めた割当に応じて交付されるが、今回の法改正で、ビザ取得の手続きで入国した外国人は、必要な手続きをとれば、その割当とは無関係に、一時的居住許可証を取得できることになった。

次に、ビザ取得不要の手続きで入国した外国人は、一定の手続きによって、労働許可証も交付されるという点に加えられた（第13.1条 ビザ取得不要の手続きでロシアに到着した外国人の労働活動）。雇用者は、移民を管轄する連邦執行機関の地方機関及び連邦構成主体の雇用管轄機関に届け出れば、ビザ不要の手続きで入国し、労働許可証を持っている外国人を、雇用許可を得なくても招致・雇用できるようになった。

現在ロシアは、CIS（独立国家共同体）諸国のうち、グルジアとトルクメニスタンを除く9か国とビザなし協定を結んでおり、外国人の法的地位法の改正により、「同胞」以外にも、これらの国々からの移民は、ロシアでの居住・労働が容易になると考えられる。

2 移民登録法

(1) 趣旨・目的

移民登録法は、外国人又は無国籍者（以下特に断りのない場合、単に「外国人」とする。）の移動（入国、乗継、ロシア国内の移動、出国）を登録する際に生じる事項を規制する（第1条）。その目的は、ロシア国民・外国人の権利及び自由の実現並びに義務の履行に必要な条件の創出、外国人及びその移動に関する情報のシステム化（第4条）などである。

移民登録法では、外国人に登録の義務を課しているものの、彼らの移動の自由を認め、かつ登録は、従来の「許可制」から「申告制」に変わった。つまり、国家機関は、外国人の登録申請を拒否することができなくなったのである。

(2) 移民登録

外国人は、ロシアにおいて自由に移動し、滞在地・居住地を選択する権利を持つが、他方で移民登録を行う義務を負う（第5条、第7条）。移民登録は、居住地登録（第3章）と滞在地登録（第4章）に分けられる。居住地登録とは、

恒常的又は一時的にロシアに居住し、ロシア国内の住宅を利用する権利を持つ外国人が、その住宅の住所について行う登録を意味し、滞在地登録とは、ロシアに恒常的に居住する外国人及びロシアに一時的に居住又は滞在する外国人が、居住地以外の場所に一時的に滞在する場合などに行う登録のことを指す。

① 居住地登録

上記のとおり、恒常的又は一時的にロシアに居住する外国人は居住地登録を行うが、当該外国人が2つ以上の住宅を所有する場合には、それらのうちの1つを居住地として申請する（第14条）。

ロシアに居住する外国人は、居住地登録に関する申請を移民登録機関に提出する際に、(1)身元を特定する文書（無国籍者は不要）、(2)居住証明書又は一時居住許可証、(3)住宅利用権を記した文書を提示する（第17条）。

移民登録機関は、それらの文書が提出された日のうちに、当該外国人の居住証明書又は一時居住許可証に認定印を押印し、翌日までに当該外国人の居住地に関する情報を登録文書及び国家情報システムに入力する（第18条）。居住地登録の抹消は、他の場所で居住地登録を行った場合、又は住宅利用権・居住権の停止、居住地登録の無効化に関する裁判所の決定、外国人の死亡・所在地不明などの場合に行われる。

② 滞在地登録

滞在地登録は、居住地ではない場所に外国人が一時的にいる場合、及び外国人が居住地を有していない場合に義務付けられる。登録は、恒常的にロシアに居住している外国人は滞在地への到着から7就業日後までに、一時的に居住又は滞在している外国人は、到着から3就業日後までに行わなければならない。ホテル、余暇施設、サナトリウム、病院に滞在している場合な

どは、滞在地登録を免除される。ただし、これらの場合は、受入機関が外国人の到着から1日以内に、移民登録機関にその旨を通知しなければならない。

外国の国家元首・政府首脳・議員、国際機関の代表、外国の軍艦・軍用機の乗務員、24時間未満しか滞在しない外国籍の非軍用船の乗務員、国際的な運行を行う民間飛行機・鉄道の乗務員で、空港や駅に滞在する外国人、ロシアに3日未満しか滞在しない外国人等は、滞在地登録を行う必要はない。（第20条）

滞在地登録の抹消は、外国人が滞在地を離れた場合、ロシアから出国した場合、死亡・所在地不明の場合などに行われる（第23条）。

Ⅲ その他の取組み

冒頭で述べたように、現在ロシアには、数百万から一千万人の不法移民がいると言われており、その対策が急務である。移民登録法の「許可制」から「申告制」への変更は、不法移民の増加を防ぐための対策である。その他にもいくつかの取組みがなされているので、それらを簡単に紹介する。

第一に、ロシア国籍の簡易取得に関する措置である。ソ連邦崩壊後、ロシアは、旧ソ連邦国民でありロシアに恒常的に居住する人については、自動的に国籍を認める制度を導入していた。しかし、2002年の改正でこれらの人々の国籍取得条件は、厳格化された。これにより、ロシアに居住・滞在する多くの外国人・無国籍者が「不法移民」となることを余儀なくされた。こうした事態に対処するために、国籍法が再改正され、2008年1月1日まで国籍の簡易取得が可能となった。また、2002年1月1日以降の居住ビザ取得者にも、この手続きが適用されることになった。^(注12)

第二に、アムネステイ（特赦）の実施である。

2005年12月に、10地域で実験的に不法移民の合法化が実施され、1か月で約7000人がこの措置を受けた。これにより、合法化された移民から約3億5000万ルーブル（約15億8000万円）もの税収があったという^(注13)。このような成果が、「申告制」の導入と不法移民数の減少という移民登録法の趣旨にも影響を及ぼしたと言われている^(注14)。また、ルキン人権全権代表は、人道的観点からも、ロシア経済に対する影響の観点からも、ロシア国内の全ての不法就労者を合法化することが望ましいと主張している^(注15)。

第三に、依然として不法な地位にある外国人や、不法な労働を行なわせる雇用者に対する厳罰化である。2006年11月5日、行政法違反法典が改正され、こうした者に対する罰則強化が新たに規定された^(注16)。政府は、移民を「自由化」する一方で、今後は不法移民に対してより厳格な対処をすることが適切であると考えている。その他にも、行政機構や治安機関が十分な機能を果たすために、腐敗防止を目的とした法律などが政府内で検討されている。

おわりに

以上のように、ロシアでは2006年に入り「移民の自由化」に対する動きが急速に広がった。「申告制」の導入など、移民関連手続きの簡素化によって、合法的移民が拡大することが期待されている。2006年11月15日に政府は、2007年の労働を目的とした外国人の受入れ数を、ビザ不要の者が600万人、ビザを必要とする者が約31万人とする^(注17)ことを決定した。

しかし同時に、政府は外国人の労働を制限することも決定した。アルコール飲料と医薬品の小売業からは、外国人労働者が完全に排除されること、そして、露店など屋外の小売業についても、外国人は2007年1-4月には全体の40%に限定され、4-12月には完全に排除されるこ

とが定められた^(注18)。

その他にも、2006年10月に、グルジア人移民が大量に本国に強制送還されるという事件が起きた。政府の公式見解によれば、こうした措置は不法移民の取締りであって、民族や国籍による差別には当たらず、また、グルジア移民が多い建設・商業分野では、移民は必要でないと考えられた。しかし、そこには最近のロシア・グルジア関係の悪化という政治的要因が影響したと考えられている^(注19)。

さらに、ロシアでは近年、外国人排斥運動の高まりが大きな問題となっている。国際人権団体のアムネスティ・インターナショナルによれば、2005年には少なくとも28人が人種的な理由で殺害され、366人が負傷しているが、政府の対策は十分な成果をあげていない^(注20)。人口減少対策と国内経済の発展のために、移民受入れの必要性が高まる一方で、治安の悪化や自国民の失業などを懸念して、移民排斥の動きも強まるという状況は、諸外国の動向と類似しており、ロシアの今後の取組みが大いに注目される。

注

*本稿のインターネット情報はすべて2006年11月30日現在である。

- (1) 連邦国家統計局 HP <http://www.gks.ru/free_doc/2005/b05_13/04-01.htm>
- (2) Послание Федеральному Собранию Российской Федерации, 2006.5.11 (ロシア連邦連邦議会への教書演説, 2006.5.11.) ロシア連邦大統領 HP <<http://www.kremlin.ru/text/appears/2006/05/105546.shtml>>
- (3) ロモダノフスキー連邦移民局長官の発言。中村賢二郎「最近のロシア連邦の新移民政策動向と新移民法制資料(2)——改正国籍法・新移民登録手続法案・アムネスティおよび移民労働市場問題等」『高松大学紀要』46号, 2006.9, pp.27-29.
- (4) «Указ Президента Российской Федерации от

22 июня 2006 года, Москва № 637«о мерах по оказанию содействия добровольному переселению в Российскую Федерацию соотечественников, проживающих за рубежом»*Российская газета*, 2006.6.28. (「国外在住の同胞のロシア連邦への自発的移住に対する支援供与に関する大統領令2006.6.22. No.637」『ロシア新聞』2006.6.28.)

(5) Федеральный закон от 24 мая 1999 № 99-ФЗ«о государственной политике Российской Федерации в отношении соотечественников за рубежом» 経済法律コンサルティング・ビジネス情報局 HP <<http://www.akdi.ru/gd/proekt/078426GD.SHTM>>. (在外同胞に対するロシア連邦の国家政策に関する連邦法 1999.5.24 No. 99-FZ)

(6) 岡奈津子『「近い外国」のロシア人——同胞法と国籍法に見るロシアのジレンマ』田畑伸一郎、末澤恵美編『CIS：旧ソ連空間の再構成』国際書院, 2004, pp.102-106.

(7) なお、他地域に先がけて実験的に移民受入れが始まった12の連邦構成主体には、2006年9月1日までに地方プログラムを提出することが求められている。

(8) 外務省の下部組織。正式名称は、ロシア国際科学技術協力センター。

(9) 省庁間委員会は、イワノフ大統領補佐官を委員長とすることが、大統領令で定められている。委員会規程と委員は、2006年8月1日の大統領令で定められた。

(10) 外国人の法的地位法改正法と移民登録法が制定された2006年7月18日には、「移民分野の国家運営の改善問題に関するいくつかの法令の改正に関する連邦法」という法律も制定された。ロシアに滞在・居住する外国人の管理は、これまで内務省が管轄してきたが、この法律によりその機能の多くが連邦移民局に移転されることになった。法律の原文は、以下のサイトを参照。経済法律コンサルティング・ビジネス情報局 HP <<http://www.akdi.ru/gd/proekt/099047>

gd.shtm>

(11) 詳細は、土岐康子「【短信：ロシア】ロシア連邦における外国人の法的地位法」『外国の立法』215号, 2003.2, pp.139-144 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/215/21509.pdf>> を参照。

(12) 中村 前掲論文, pp.33-34.

(13) «Амнистия с видом на жительство»*Российская газета*, 2006.8.31. (「居住許可証付きのアムネステイ」『ロシア新聞』2006.8.31.)

(14) 中村前掲論文, pp.39-40.

(15) «Амнистия для мигрантов»*Российская газета*, 2006.8.10. (「移民のためのアムネステイ」『ロシア新聞』2006.8.10.)

(16) Федеральный закон от 5 ноября 2006 г. № 189-ФЗ «о внесении изменений в Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях (в части усиления ответственности за нарушение порядка привлечения к трудовой деятельности в Российской Федерации иностранных граждан и лиц без гражданства) *Российская газета*, 2006.11.9. (「『行政法違反法典』の改正 (ロシア連邦における外国人及び無国籍者の労働活動誘引手続き違反に対する責任強化の部分における) に関する連邦法2006.11.5. No.189-FZ」『ロシア新聞』2006.11.9.)

(17) Постановление Правительства Российской Федерации от 15 ноября 2006 г. N 682 г. Москва «об утверждении на 2007 год квоты на выдачу разрешений на работу иностранным гражданам, прибывшим в Российскую Федерацию в порядке, не требующем получения визы»*Российская газета*, 2006.11.16 (「ロシア連邦にビザ不要の手続きで入国した外国人への労働許可証交付の2007年の割当に関するロシア連邦政府決定2006.11.15. No.682」『ロシア新聞』2006.11.16.); Постановление Правительства Российской Федерации от 11 ноября 2006 г. N 665 г. Москва«об утверждении на 2007 год квоты на выдачу иностранным

гражданам приглашений на въезд в Российскую Федерацию в целях осуществления трудовой деятельности» *Российская газета*, 2006.11.16. (「労働活動を目的としたロシア連邦への入国に対する招待状交付の2007年の割当に関するロシア連邦政府決定2006.11.15. No.682」『ロシア新聞』2006.11.16.)

(18) П постановление Правительства Российской Федерации от 15 ноября 2006 г. N 683 г. Москва «об установлении на 2007 год допустимой доли иностранных работников, используемых хозяйствующими субъектами, осуществляющими деятельность в сфере розничной торговли на территории Российской Федерации» *Российская газета*, 2006.11.16. (「ロシア連邦内の小売業分野において活動する経済主体によって雇用される外国人労働者の2007年における許容量制定に関するロシア連邦政府決定 2006.11.15. No.683」『ロシア新聞』2006.11.16.)

(19) «С кавказским акцентом» *Известия*, 2006.10.6 (「カフカスなまりで」『イズベスチヤ』2006.10.6; «ФМС вводит ограничения» *Российская газета*, 2006.10.6. (「FMS が制限を実施」『ロシア新聞』2006.10.6.)

(20) “Russian Federation: Violent racism out of Control,” 国際人権団体アムネスティ・インターナショナル HP <[http://web.amnesty.org/library/pdf/EUR460222006ENGLISH/\\$File/EUR4602206.pdf](http://web.amnesty.org/library/pdf/EUR460222006ENGLISH/$File/EUR4602206.pdf)>. 外国人排斥運動の高まりと過激活動対策法の改正については、溝口修平「【短信：ロシア】選挙関連法の改

正」『外国の立法』230号, 2006.11, pp.178-180を参照。

参考文献 (注で掲げたものは除く)

- ・ Федеральный закон от 18 июля 2006 г. № 109-ФЗ «о миграционном учете иностранных граждан и лиц без гражданства в Российской Федерации». 経済法律コンサルティング・ビジネス情報局 HP <<http://www.akdi.ru/gd/proekt/098705gd.shtm>> (ロシア連邦における外国人及び無国籍者の移民登録に関する連邦法 2006.7.18. No.109-FZ)
- ・ Федеральный закон от 18 июля 2006 г. № 110-ФЗ «о внесении изменений в Федеральный закон «о правовом положении иностранных граждан в Российской Федерации» и «о признании утратившими силу отдельных положений Федерального закона» внесении изменений и дополнений в некоторые законодательные акты Российской Федерации.» 経済法律コンサルティング・ビジネス情報局 HP <<http://www.akdi.ru/gd/proekt/098707gd.shtm>> (「『ロシア連邦における外国人の法的地位に関する連邦法』の改正及び『ロシア連邦のいくつかの法令の改正・増補に関する連邦法』のいくつかの条項の失効に関する連邦法」2006.7.18. No.110-FZ)

(みぞぐち しゅうへい・海外立法情報課非常勤調査員)